

様式第1号（第4条関係）

審議会等設置状況

（令和5年8月31日現在）

審議会等の名称	伊万里市介護保険運営会議
設置の根拠	伊万里市介護保険運営会議設置要綱
設置の目的	介護保険制度の円滑な運営に資するため
設置年月日	平成12年10月 1日
委員数	19人
委員の任期	3年（令和3年10月28日～令和6年 3月31日）
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	健康福祉部 長寿社会課 介護給付係（電話番号0955-23-2154）

様式第1号の2（第4条関係）

委員名簿

（五十音順・敬称略・会長◎・副会長○）

氏名	所属
岡村 優治	伊万里有田薬剤師会
黒川 憲一	伊万里地区認知症の人とその家族の会
清水 正彰	伊万里市区長会連合会
高取 幸子	社会福祉法人 伊万里敬愛会 特別養護老人ホーム敬愛園
田代 大気	社会福祉法人 鶴丸会 グループホームユートピア
田中 健一	伊万里市民生委員・児童委員協議会
中野 大成	伊万里市社会福祉協議会
永益 克子	市民公募委員
◎ 西田 博之	伊万里・有田地区医師会
野田 英雄	伊万里保健福祉事務所
樋口 留理子	医療法人 光仁会 介護老人保健施設 西光苑
○ 平田 騏一郎	伊万里市老人クラブ連合会
福田 浩司	伊万里・有田地区歯科医師会
松尾 圭志	社会医療法人 謙仁会 在宅ケアサポートセンター
松山 博輝	連合佐賀北部地域協議会
山口 昭徳	市民公募委員
山口 直樹	社会福祉法人 花心会 特別養護老人ホームグランパランいまり
吉富 達夫	社会福祉法人 長生会 特別養護老人ホーム長生園
米岡 初代	いまり女性ネットワーク

伊万里市介護保険運営会議設置要綱

(設置)

第1条 介護保険制度の円滑な運営に資するため、伊万里市介護保険運営会議(以下「運営会議」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 介護保険事業の実施状況の点検に関する事。
- (2) 介護保険事業計画の進行管理に関する事。
- (3) その他介護保険事業の運営に関する事。

(組織)

第3条 運営会議は、次の各号に定める者につき市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 介護保険に関し学識又は経験を有する者 14人以内
- (2) 被保険者を代表する者 7人以内
- (3) 行政関係者 3人以内

2 委員の任期は3年間とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 運営会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、運営会議を代表する。
- 3 運営会議に副会長1名を置き、会長が委員のうちから指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会長の任期)

第5条 会長の任期は3年間とする。ただし、会長が任期途中で交代したときは、後任の会長の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営会議は、会長が召集し、会議の議長となる。

- 2 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営会議は、必要に応じて関係者の出席を要請し、報告又は意見を求める

ことができる。

(会議の公開)

第7条 運営会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認め、運営会議の議決を経たときは、非公開とする。

(意見の提出)

第8条 運営会議は、第2条に規定する事項に関し、必要があると認めるときは、出席者の過半数の同意を得て、伊万里市高齢者福祉計画等策定委員会の委員長に対し、意見を提出することができる。

2 前項の意見は、文書によってしなければならない。

(庶務)

第9条 運営会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、運営会議の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項の規定にかかわらず、この要綱施行後最初に任命される委員の任期は、平成15年3月31日までとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成16年1月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月24日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月9日から施行する。